

福島市建設工事設計変更要領

(目的)

第1条 建設工事は当初の契約図書に基づいて施工するものであるが、この要領はやむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びそれに伴う変更契約等を行なうにあたり必要な事項を定め、もって適正な業務の執行を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この要領は福島市が掌握する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）に適用する。

ただし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する工事又は製造には適用しない。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「設計変更」…福島市工事請負契約約款の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。
- (2) 「変更契約」…福島市財務規則第162条第2項の規定により、工事変更契約を行うことをいう。
- (3) 「追加工事」…工事区間内で工事目的を追加して施工すること、及び工事延長を追加して工事を行なうことをいう。

(設計変更の適用基準)

第4条 福島市工事契約約款に定める条件のほか、設計変更が適用できる基準は次の各号に定めるところによる。なお、設計変更はやむを得ないものに限るものとする。

- (1) 新工法の採用又は、その他の理由により工法的に変更した場合。
- (2) 他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合。
- (3) 工事を設計図書どおり施工することが自然環境の適正な保全に抵触し、また工事施工区域において要望がある等の事由があり、公益上変更の必要があると認められる場合。
- (4) その他、市長が特に必要と認めた場合。

2 追加工事は別件契約とすることを原則とする。ただし、既契約の目的、効用を著しく変えることなく、契約工事と切り離すことが不適切な場合は、設計変更で処理してやむを得ないものとする。

(設計変更の範囲)

第5条 設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更により増額される金額が当初請負代金額の30%未満、かつ、4,500万円未満の増額の場合。
- (2) 前号の範囲を超える場合であって、現に契約中の工事と分離して施工することが困難な場合で、必要と認められた場合。
- (3) 用地測量、地質・土質調査については、やむを得ない理由がある場合には第1号の規定は適用しない。
- (4) 設計変更による減額する場合。

2 前項以外は、原則として別途契約工事とする。

(契約変更の手続き)

第6条 設計変更が生じた時は、その都度、延滞なく変更契約を行うものとし、最終の変更契約締結は工期末の7日前を期限として手続を行なうものとする。

2 前項の処理を行なう場合は、福島市財務規則第162条第2項により行なう。

(軽微な変更)

第7条 設計変更のうち軽微なもの(以下「軽微な設計変更」という。)については、前条第1項にかかわらず、第5条(1)の範囲内において、本条第3項の手続を行なった上で、変更契約を工期末の7日前(債務負担行為に基づく工事にあたっては各会計年度末及び工期末)までにまとめて行なうことができる。

2 軽微な設計変更とは、当該工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の合計額が、当初又は変更金額の10%未満、かつ、1,500万円未満の場合とする。

3 軽微な設計変更が生じた場合、その都度、様式1により工事担当部長の決裁を受けた後、様式2により請負者、又は受注者と協議書を取り交わすものとする。

4 軽微な設計変更については、部分払いの対象としない。

(変更契約金額の算定)

第8条 変更請負代金額は、変更設計額に当初請負比率を乗じたものとする。

なお、第2回目以降の変更請負代金は、次回変更設計額に前回請負比率を乗じたものとする。

(設計変更図書の作成)

第9条 設計変更に伴う設計変更図書の作成については、次の各号による。

1 次の様式は二段書きとし、上段は旧、下段は新とする。なお赤黒対象としない。

- (1) 工事変更設計書
- (2) 設計内訳書
- (3) 明細表
- (4) 数量表

2 図面の数量等は二段書きとし、上段は新、下段は旧とする。(ただし、図面内容が1枚に書き表せない場合は新たに追加する。)

3 次の様式は一段書きとする。

単価表

4 変更設計書には変更理由書を添付し、変更理由は次の順序に具体的な内容を簡潔に記載する。

- (1) 大きい構造の変更理由及び措置
- (2) 大きい数量の変更理由及び措置
- (3) 工期延長等の理由
- (4) 些細な構造、数量の変更理由

附則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。